

総論：美しい国づくりをめざして



国土技術政策総合研究所副所長 広瀬 宗一

1. はじめに

国土交通省では、官民あげて美しい国づくりに取り組むべく、2003年7月「美しい国づくり政策大綱」を公表した。2004年7月には、景観に関する初めての総合的な法律である景観法が成立した。さらに、同月、社会資本整備における景観アセスメントを推進するため「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針（案）」を公表したところである。また、2003年7月に公表された「観光立国行動計画」においても、地域の魅力の確立、魅力ある景観形成の必要性が謳われている。

このように、今後の社会資本整備においては、地域の潜在的な価値を発掘し、その価値を向上させ、地域の魅力を高め、美しい国づくりに向けて、一層体系的に推進することが求められている。

2. 今、なぜ「美しい国づくり」なのか

国土交通省において景観デザインに関する取り組みが具体的な動きとなったのは、今回が初めてではない。ここでは、こうした国土交通省における景観デザインに係る取り組みの流れを振り返り、今回の「美しい国づくり」に係る一連の施策の位置づけを考えてみる。

国土交通省における景観デザインの施策、技術開発に係る取り組みは、都市景観懇談会（1983）、シビック・デザイン導入手法委員会（1989-1991）、美しい景観の創造技術の開発（総合技術開発プロジェクト1993-1996）等に遡る。これらは、社会資本整備において、経済性や効率性、機能性を重視したため美しさへの配慮を欠いた個性のない画一的な景観等を作ってきたことへの反省が契機となったものと考えられる。これらに並行して、都市景観形成モデル事業（1983）、歴史的港湾環境整備事業（1989）、港湾景観形成モデル事業（1990）等のモデル事業が立ち

上がるとともに、「街路の景観設計」（1985）、「水辺の景観設計」（1988）、「道路景観整備マニュアル（案）」（1988）、「港の景観設計」（1991）等のマニュアル類が作成された。

このようにして景観という概念が行き渡り、我が国の社会資本の質的向上をもたらし、一定の成果をあげてきたが、未だに、景観＝化粧という認識がぬぐい切れていないのが実情でもある。

このようにみてきたとき、今回の国レベルでの「美しい国づくり」に関する一連の施策は、防災、安全、利用面、環境、景観、経済性、施工性等の諸機能をばらばらではなく、総合的に捉えた計画・設計・整備が求められるようになった新たな段階と位置づけることができよう。

3. 美しい国土を実現するための研究・活動

国土技術政策総合研究所における美しい国づくりに係るプロジェクト研究としては、「快適に憩える美しい東京湾の形成に関する研究（沿岸海洋研究部他）」、「自然共生型流域圏・都市の再生（環境研究部他）」、「社会資本整備における合意形成の高度化に関する研究（総合技術政策研究センター他）」、「地域資源・交通拠点等のネットワーク化による国際観光振興方策に関する研究（空港研究部他）」等がある。

また、国土技術政策総合研究所においては、設立以来、「安全で美しい国土の創造」を所を挙げて重点的に取り組むべき基本課題の一つとして位置づけ、所内に部横断的なWGを設置し、調査研究・情報発信活動を行っているところである。

以下に、WGの活動について紹介する。

WGにおいては、美しい国づくりに関し、取り組むべき研究テーマとして、美しい国づくりを実現するための手法、美しい国づくりを支える仕組み（システム）、美しい国づくりの目標像（規範）の3つ

を設定した。

これらのうち、「手法に係る課題」については、社会資本各分野において、それぞれ既に研究の蓄積があると考え、WGでは、最も難しいと考えられる「規範に関する課題」と、それほど研究に着手されていると言い難い「システム（制度、体制等）に関する課題」に取り組むこととした。

これらのテーマについて、有識者を交えた議論を通じて、課題を整理し、取組みの方向性を把握すべく、シンポジウムを開催することとした。

まず、2002年9月18日、東京都内において「国土デザインのヴィジョン—後世に伝えるべき美しい国土とは—」と題し、「美しい国づくり」を進めるにあたって目標とすべき規範についてどのように考えればよいか、後世に伝えるべき美しい国土とはどのようなものかについて議論を行った。

次に、「システムに係る課題」については、2003年5月27日、都内において「公共事業における計画デザイン・システム」と題し、景観検討を行うための計画デザイン・システムのあり方を対象として議論を行った。

2004年2月27日には、仙台市において「美しい国土づくりの実践にあたって—住民・専門家・行政の役割—」と題し、東北地方整備局との共催で、美しい国づくりの実践段階において住民、専門家、行政のそれぞれが果たすべき役割について議論を行った。

シンポジウムを通じて指摘があった事項については「美しい国土の創造」WGによる後述の「(5) 美しい国づくりにおける計画デザイン・システムのあり方」で紹介する。

また、WGでは、引き続き、計画デザイン・システムに係る調査を進めるとともに、美しい国づくりの実践の場において必要となる「土木デザイン資料集成(仮称)」の検討作業を進めているところである。

4. 本特集の構成

本特集では、まず、美しい国づくりを進めるための「手法に係る課題」として、

- (1) 都市景観形成としての歴史的建造物の保存と再生

- (2) 自然との対話という切り口からの「美しい国土」の再生

- (3) 緑豊かな美しい街路空間の創出
のテーマで、都市、河川、街路の分野での取組みについて紹介する。

観光振興には、美しい地域づくりがその前提となることから、関連施策として、

- (4) 諸外国およびわが国における観光行政の比較
において、観光施策に関する研究の紹介を行う。

また、美しい国づくりを支える「システムに係る課題」として、

- (5) 美しい国づくりにおける計画デザイン・システムのあり方

- (6) 景観評価への景観シミュレーション技術の適用

- (7) 道路景観整備に向けた取組みと合意形成
について紹介する。なお、(5)では、「美しい国土の創造」WGの活動の紹介も行う。

最後に、美しい国づくりの「規範に係る課題」として

- (8) 美しい国づくりの規範に関する研究
を紹介する。

2002年9月のシンポジウムで青山俊樹国土交通事務次官（当時）が述べられたように、美しい国づくりには「強い意志と深い見識」を必要とするものである。したがって、その実現のためには、国、自治体、専門家、住民が知恵を出し合い、ねばり強い議論を続けてゆくことが今後とも必要となろう。

今後、引き続き、有識者の方々との連携を図りながら、研究の蓄積に努めるとともに、美しい国土の目標像の設定の考え方やその実現のために必要なシステム等に関する調査研究・情報発信及び施策提言を行っていきたいと考えている。